



奈市議第 8 9 3 号
平成 3 0 年 3 月 2 0 日

奈良市議会議長
北 良 晃 様

予算決算委員長
三 浦 教 次

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、奈良市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	平成 2 9 年度奈良市一般会計補正予算 (第 6 号)	原案どおり可決すべきものと決定
議案第 2 号	平成 2 9 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	〃
議案第 3 号	平成 2 9 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	〃
議案第 4 号	平成 2 9 年度奈良市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	〃
議案第 5 号	平成 2 9 年度奈良市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	〃
議案第 6 号	平成 2 9 年度奈良市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	〃
議案第 7 号	奈良市社会福祉審議会条例の一部改正について	〃
議案第 8 号	奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第 9 号	奈良市営住宅条例等の一部改正について	〃

事件の番号	件名	審査の結果
議案第10号	奈良市都市公園条例の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第11号	財産の取得について	原案に同意すべきものと決定
議案第12号	工事請負契約の締結について	〃
議案第13号	工事請負契約の一部変更について	〃
議案第14号	平成30年度奈良市一般会計予算	別紙のとおり修正可決すべきものと決定
議案第15号	平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算	原案どおり可決すべきものと決定
議案第16号	平成30年度奈良市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第17号	平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算	〃
議案第18号	平成30年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算	〃
議案第19号	平成30年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算	〃
議案第20号	平成30年度奈良市駐車場事業特別会計予算	〃
議案第21号	平成30年度奈良市介護保険特別会計予算	〃
議案第22号	平成30年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	〃
議案第23号	平成30年度奈良市針テラス事業特別会計予算	〃
議案第24号	平成30年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第25号	平成30年度奈良市病院事業会計予算	〃
議案第26号	平成30年度奈良市水道事業会計予算	〃
議案第27号	平成30年度奈良市下水道事業会計予算	〃
議案第28号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について	〃

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	奈良市手数料条例の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第30号	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第31号	奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第32号	奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第33号	奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第34号	奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第35号	奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第36号	奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第37号	奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第38号	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第39号	奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第40号	奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第41号	奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第42号	奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例の制定について	〃

事件の番号	件名	審査の結果
議案第43号	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第44号	奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について	〃
議案第45号	奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第46号	奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第47号	奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第48号	奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃
議案第49号	奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例の制定について	〃
議案第50号	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	〃
議案第51号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について	〃
議案第52号	奈良市介護保険条例の一部改正について	〃
議案第53号	奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃
議案第54号	奈良市観光自動車駐車場条例の一部改正について	〃
議案第55号	包括外部監査契約の締結について	原案に同意すべきものと決定
議案第56号	市道路線の廃止について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第57号	市道路線の認定について	〃
議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
議案第59号	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について	別紙のとおり修正可決すべきものと決定
議案第60号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定

事件の番号	件名	審査の結果
議案第61号	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	原案どおり可決すべきものと決定
議案第63号	工事請負契約の締結について	原案に同意すべきものと決定
議案第64号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案どおり可決すべきものと決定

(別紙)

議案第14号 平成30年度奈良市一般会計予算修正案

第1条第1項中「131,000,000千円」を「130,424,654千円」に修正する。

第1条第2項第1表及び第4条第4表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	原案	差 引 増 減		修正案
			増	減	
15. 国庫支出金		23,508,640 ^{千円}	^{千円}	9,190 ^{千円}	23,499,450 ^{千円}
	2. 国庫補助金	1,293,764		9,190	1,284,574
19. 繰 入 金		480,982		59,028	421,954
	2. 基金繰入金	477,102		59,028	418,074
20. 諸 収 入		3,291,913		7,128	3,284,785
	4. 雑 入	1,951,523		7,128	1,944,395
21. 市 債		13,753,100		500,000	13,253,100
	1. 市 債	13,753,100		500,000	13,253,100
歳 入 合 計		131,000,000		575,346	130,424,654

歳 出

款	項	原案	差 引 増 減		修正案
			増	減	
2. 総 務 費		14,740,133 ^{千円}	^{千円}	564,936 ^{千円}	14,175,197 ^{千円}
	1. 総務管理費	11,063,369		511,095	10,552,274
	2. 企 画 費	1,559,701		43,047	1,516,654
	4. 戸 籍 住 民 基本台帳費	604,169		10,794	593,375
3. 民 生 費		58,698,522		8,910	58,689,612
	2. 児童福祉費	19,812,528		8,910	19,803,618
8. 観 光 費		996,657		1,500	995,157
	1. 観 光 費	996,657		1,500	995,157
歳 出 合 計		131,000,000		575,346	130,424,654

第4表 地方債

起債の目的	限度額 原 案	差 引 増 減		限度額 修正案
		増	減	
スポーツ施設整備事業	500,000 ^{千円}	^{千円}	500,000 ^{千円}	^{千円} 0
計	13,753,100		500,000	13,253,100

一般会計歳入歳出予算事項別明細書修正意見書

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	原 案	修正案	節	原 案	差引増減		修正案	説明（金額は修正後の額）
							増	減		
15	2	1 総務費国庫補助金	125,703	116,513	2 文化振興費補助金	23,017		9,190	13,827	文化芸術創造拠点形成事業
19	2	1 減債基金繰入金	100,000	40,972	1 減債基金繰入金	100,000		59,028	40,972	減債基金繰入金
20	4	2 雑入	1,951,405	1,944,277	3 民生費雑入	296,570		7,128	289,442	バンビーホーム学習プログラム参加料
21	1	1 総務債	672,400	172,400	3 スポーツ施設整備事業債	500,000		500,000	0	スポーツ施設整備事業債

3. 歳出

(単位：千円)

款 項	目	原 案		修正案		節	原 案	差引増減		修正案	説明(金額は修正後の額)
		財源内訳		財源内訳				増	減		
2 1 9	市民生活対策費	38,636	一般財源 38,636	27,541	一般財源 27,541	11 需用費 14 使用料及び賃借料 18 備品購入費	2,676 614 21,600		190 105 10,800	2,486 509 10,800	地域防犯活動推進経費
19	スポーツ施設整備事業費	503,616	特定財源 500,000 (内訳) 市債 500,000	3,616	特定財源 0 (内訳) 市債 0	15 工事請負費	500,000		500,000	0	鴻ノ池陸上競技場改修事業
2 2 1	企画総務費	142,157	一般財源 124,211	137,510	一般財源 119,564	8 報償費 12 役務費 13 委託料	15,997 5,423 77,307		510 1,313 2,824	15,487 4,110 74,483	企画調整事務経費 10,990

款 項	目	原 案		修正案		節	原 案	差引増減		修正案	説明(金額は修正後の額)
		財源内訳		財源内訳				増	減		
2 2	5 文化振興費	1,038,587	特定財源 158,587 (内訳) 国庫支出金 23,017 一般財源 880,000	1,000,187	特定財源 149,397 (内訳) 国庫支出金 13,827 一般財源 850,790	4 共済費 7 賃金 9 旅費 11 需用費 19 負担金補助 及び交付金	237 4,418 869 5,591 77,954		237 1,656 371 132 36,004	0 2,762 498 5,459 41,950	文化振興事業経費 3,500 文化振興補助経費 16,103
4 1	戸籍住民基本 台帳費	604,169	一般財源 372,209	593,375	一般財源 361,415	13 委託料 14 使用料及び 賃借料	167,799 106,942		102 10,692	167,697 96,250	戸籍住民基本台帳事務経費 365,926
3 2	8 学童保育費	808,340	特定財源 624,706 (内訳) 諸収入 58,260 一般財源 183,634	799,430	特定財源 617,578 (内訳) 諸収入 51,132 一般財源 181,852	13 委託料	42,350		8,910	33,440	学童保育経費
8 1	2 観光振興費	666,061	一般財源 583,774	664,561	一般財源 582,274	13 委託料	274,482		1,500	272,982	奈良町振興事務経費 5,397

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書					(単位 千円)	
区分	当該年度中起債見込額 原案	当該年度中起債見込額 修正案	当該年度末現在高 見込額 原案	当該年度末現在高 見込額 修正案		
1. 普通債	6,832,800	6,332,800	95,829,972	95,329,972		
(4) その他	2,917,600	2,417,600	31,123,693	30,623,693		
合 計	13,753,100	13,253,100	198,358,528	197,858,528		

(別紙)

議案第59号 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正についてに対する修正案

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正についての一部を次のように修正する。

第4条のうち奈良市特別職の職員の給与に関する条例第7条第2項を削り、同条第3項を改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る改正規定中「100分の27」を「100分の50」に、「100分の22」を「100分の34」に改める。

第6条のうち教育長の給与に関する条例第6条第2項を削り、同条第3項を改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る改正規定中「100分の15」を「100分の24」に改める。

第8条のうち奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第7条第2項を削り、同条第3項を改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る改正規定中「100分の13」を「100分の21」に改める。

第10条のうち奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第6条第2項を削り、同条第3項を改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る改正規定中「100分の15」を「100分の24」に改める。

(提案理由)

退職手当は、副市長を初めとする特別職の方々にとって、給与の後払い的性格、退任後の生活保障やその功績に報いるためのものであり、また今後、優秀な人材を登用するためにも必要不可欠なものである。

したがって、市長等の特別職の退職手当については、現行どおりの支給率とするため、修正を行おうとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（修正案）

議案	修正案
(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第3条 略 第4条 奈良市特別職の職員の給与に次を次のように改正する。 第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。 第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に改め、同項第1号中「100分の60」を「100分の27」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の22」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第14項を削る。 (教育長の給与に関する条例の一部改正) 第5条 略 第6条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。 第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の15」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第7項を削る。 (奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正) 第7条 略 第8条 奈良市常勤の監査委員の給与に次を次のように改正する。 第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100	(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第3条 略 第4条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。 第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に改め、同項第1号中「100分の60」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の34」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第14項を削る。 (教育長の給与に関する条例の一部改正) 第5条 略 第6条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。 第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の24」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第7項を削る。 (奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正) 第7条 略 第8条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100

議案	修正案
分の172.5」に改める。 第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の25」を「100分の13」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第6項を削る。 (奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正) 第9条 略 第10条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。 第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の15」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第7項を削る。	分の172.5」に改める。 第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の25」を「100分の21」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第6項を削る。 (奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正) 第9条 略 第10条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。 第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の24」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。 附則第7項を削る。